

三重県循環型社会形成推進計画(仮称)中間案に対する主なご意見と県の考え方(パブリックコメント)

参考資料1

対応区分
①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていたくもの
②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの
③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていたくものの
④反映は難しい：反映または参考にさせていたくことが難しいもの。(県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定され
ており、県として実施できないもの。
⑤その他(①～④)に該当しないもの。)

いただいたご意見等の取扱い
・本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。
・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正當な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
・ご意見の中に誹謗・中傷等および差別のあるいは差別を助長するおそれのある場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。

番号	該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	全般		今後の課題として「再生可能資源への移行や活用」が十分に記載されていない。	①	ご意見を踏まえ、取組方向2の「取組の方向性」に「再生可能資源への移行や活用」に関する内容を記載するとともに、施策2-2の取組「環境に配慮した製品の利用促進」の記載内容を整理しました。
2	前計画の総括：取組方向Ⅱ 産業廃棄物の3Rの推進 施策2-1	38	今後の課題を「3R+R(Renewable)」に拡大して捉えることが必要だと考える。県内の企業や消費者が再生可能な資源に由来するプラスチックを優先的に使用するよう自治体が働きかけることでも今後の重要な施策であると考える。また、植物由来プラスチックの利用やケミカルサイクルを拡大することは、廃棄物焼却時に発生する二酸化炭素排出量を削減することにつながると考える。	③	ご意見を取り巻く状況、基本理念の考え方及び取組方向2の「取組の方向性」に明示するとともに、施策2-2の取組「資源ごとの循環的利用の戦略的促進」で再生可能資源の活用促進について取り組むこととします。

番号	該当箇所	ページ	意見の概要	意見に対する考え方
3	全般		廃棄物の処理は、適正処理が第一で、3Rの取組はその次であることから、適正処理に関する施策を充実させるべき。また、廃棄物が山になつたまま放置されている場所を片づける施策を記載してほしい。	② 廃棄物の適正処理については、これまでも取組を進めしてきたところであり、残された課題にしっかりと対応をしていきます。一方、現在の廃棄物行政を取り巻く情勢を踏まえると、3R+Renewableを推進していくことも重要であり、そのためには次の5年間ではそうち新たなる観点から新たな取組を進めていく必要があるとの考え方のもと、本計画ではそうした面を敢えて強調しています。なお、「廃棄物が山となつたまま放置されるいる場所をかたづけることについては、取組方向3の施第3-2「産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見・早期是正」の取組「廃棄物処理の監視・指導」で記載のとおり、不法投棄等不適正処理行為者に対し、廃棄物の撤去等の改善に速やかに着手させる等、厳正な監視・指導を行います。
4	第2章 計画の目標、本県における廃棄物処理の状況:一般廃棄物、本件における廃棄物処理の状況:産業廃棄物	14 34 35	指標や参考資料のデータを掲載してから再度パブリックコメントを実施してほしい。全国的に再生利用率はこれ以上あがらないとのことから、再生利用率以外の指標で評価をすべき。	③ 今回、目標や参考資料のデータを添付しない形でパブリックコメントを実施しましたが、今回の結果を踏まえて年度内に計画を策定する予定としており、いただいたパブリックコメント等を踏まえ目標項目や目標数値も含めた計画案を作成し、三重県環境審議会等でご議論いただきたいこととしていますので、ご理解いただけますようお願いします。なお、産業廃棄物の再生利用率については、県の取組の効果を確認するための参考として、モニタリング指標として設定し、目標は別途定めることがあります。
5	その他	奥付	最終ページ記載のURLにアクセスできない。	① ご指摘を踏まえ、修正しました。 https://www.pref.mie.lg.jp/s_kurashi/kankyo/ci300000423.htm

三重県循環型社会形成推進計画(仮称)中間案に対する主なご意見と県の考え方(市町)

番号	該当箇所	ページ	意見の概要	意見に対する考え方
				対応区分
1	取組方向1 パートナーシップで取り組む3R 取組の方向性	16	「市町とともに食品ロスやプラスチックごみ対策など社会的課題に取り組む…新たにごみ処理体制の構築」とあるが、自治体ごとに処理方法が異なる一般廃棄物処理を、どのように構築するか具体的な案はあるのか。	③ 食品ロスについて市町の先進的な事例の発信したり)、次に、プラスチック対策については、プラスチックごみの一括回収を見据え、その対応に向け国の動向など情報収集を続けていきます。
2	取組方向1 パートナーシップで取り組む3R 施策1ー2 市町との連携の推進	18	家庭ごみの有料化に取り組む旨の記載があるが、県はどのような技術的支援を想定しているのか。市町の実情を踏まえるのであれば、当該記載は具体的な回りきりですか。	① ごみ処理の有料化について、有料化を取り巻く状況について、分析を行っていき予定であり、具体的な技術的支援を想定できていないことから、ご意見を踏まえ施策1ー2の当該内容については、行政連絡会議で横展開する一般廃棄物の3Rに関する事例の一つとして記述しました。
3	取組方向1 パートナーシップで取り組む3R 施策1ー2 市町との連携の推進	18	紙おむつのリサイクルは実証段階であり、国の調査では当該リサイクルに前向きな回答は少ないなか、県は将来性があると考へているのか。排出時や収集時の負担等、十分に検討されただうえで示されたい。	③ 紙おむつのリサイクルは、紙おむつのリサイクルに対して、紙おむつは紙おむつではないようですが、将来の課題の一つであると認識しています。紙おむつのリサイクルも含め、将来の課題について関係市町や事業者の皆様とともに取組を検討していきたいと考えています。
4	取組方向1 パートナーシップで取り組む3R 施策1ー2 市町との連携の推進	18	プラスチックごみの一括回収は課題が山積している。県が一括して対応可能な施設を設置するのであれば自治体も対応を検討するかもしないが、資源化事業者の確保も含め、排出時の分別収集等すべてのプロセスを市町が担うということを十分理解のうえ検討されたい。	③ プラスチックの重要な資源循環が課題であるなか、プラスチックにかかる資源循環の促進等に関する法律も制定される予定であるため、県としては円滑に対応できるようにしていきたいと考えています。つきましては、ご意見にある市町の負担や企業の技術的課題を踏まえ、市町の皆様と共に検討するとともに、必要に応じ国への働きかけを行っていきたいと考えています。

番号	該当箇所	ページ	意見の概要	意見に対する考え方
対応区分				
5	取組方向1 パートナーシップで取り組む3R 施策1-2 市町との連携の推進	1	新しいビジネスモデルの創出などが示されているが、これらはすべて環境部局で対応するのか。これを受けた市町としては、部局間での調整が難しいと考えがかかる。	循環開発産業の育成・支援に係る施策は、雇用経済部とともに連携しながら廢棄物対策局を中心取り組んでいきたいと考えています。市町の皆様とは、各市町の実情を踏まえ可能な取組について連携させていただきたいと考えています。
6	取組方向1 パートナーシップで取り組む3R 施策1-2 市町との連携の推進	18	小型家電の有償取引額が安定しないなか、既存制度の活用によると資源循環は難しいなか、この回収体制の取組を進めるとあるが、いかがか。	① 小型家電の取組は循環型社会を構築を進めるうえで大変重要な要素であると考えています。一方、小型家電に内在する貴金属などの資源価格が変動していること、資源化事業者への逆有償による引き渡しになる可能性があること等の市町の負担をお慮りし、取組を進めることが重要であると考えています。なお、本計画における当該記述はこのような状況を踏まえ削除することとします。
7	取組方向4 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決 施策4-2 食品ロス対策の推進	29	フードバンク活動団体等とICTを活用した連携との記載について、食品の取り扱いは、食品衛生法など規制が多い。環境部局として、廃棄物にならないための意識づけや廃棄物となつた場合の適正処理の推進が第一であり、また、市町は日々ごみ処理を最優先で行っていることから、福祉分野まで環境部局が手を広げるのは難しいと考えがかかる。	③ 食品廃棄物については、適正処理の推進に加え、そもそも食品ロスを発生させないよう取り組むことが重要であると考えています。なお、食品提供事業者とフードバンク活動団体等との間で未利用食品の提供をマッチングするシステムの運用等に關する取組については、廃棄物対策担当部局と福祉担当部局が連携して食品ロス削減の観点から取り組むものです。

第3回三重県環境審議会三重県廃棄物処理計画部会における意見と対応状況

参考資料2

委員	意見（要旨）	回答（要旨）	対応状況
1 堀川委員	県民の大半がSDGsを知らないと思料される。啓発活動の推進を取組に入れてはどうか。	啓発活動は重要であると認識しているが、現状様々な施策に散りばめられているため、項目を設定する方向で検討する。	施策1－1の主な取組「関係機関との連携による啓発活動」において、「事業者や団体、国、市町等様々な主体との連携により啓発の効果を高める」旨記載。
2 百瀬委員	①民間で行っている資源循環の取組について、自治体と連携すると大きな力になると考える。 ②食品リサイクルについて、食べられる食品が必要な方に届くような仕組みづくりを一緒に考えたい。 ③社会的課題と廃棄物処理の同時解決を強調する と、より県民の方々に届くと思う。	①民間が作ったリサイクル製品のPRや資源循環に関する事業者のマッチングはやつていきたい。 ②未利用食品の活用について、安全管理が課題であるものの仕組みづくりを検討している。	①施策2－2において、認定リサイクル製品以外のリサイクル製品についてもPRを行い、活用を促進する。 ②施策4－2において、未利用食品を活用する仕組みづくりについて取り組む。 ③基本理念において、県内における循環関連産業の振興が社会的課題の解決に貢献する旨記載。
3 安川委員	プラスチックは非常に多くの種類があり、リサイクルの難易や手法など樹脂によって様々。プラスチック樹脂をモノマード戻す技術は20年前に完成したが、日の目を見ていらない。	プラスチックをどう回収し、リサイクルしたものを使うかが課題。事業者と連携し取組を進めていきたい。	ご意見を踏まえ、施策4－1で今後しっかり取り組む。
4 吉住委員	県と市町と取組の方向性は同じだと思う。	一緒に連携できる市町と取組を進めたい。	ご意見を参考に、市町と連携し取組を進める。
5 小川（和）委員	事業者と行政が連携することで住民の意識醸成を育むことが重要。	県と市町が連携して情報発信をしていきたい。	施策1－1の主な取組「関係機関との連携による啓発活動」において、「事業者や団体、国、市町等様々な主体との連携により啓発の効果を高める」旨記載。
6 小川（喜）委員	①自分が住んでいる自治体はプラスチックを可燃ごみとしている。県は市町のごみ処理の方法について指導等をするのか。 ②コロナ禍で作業員の雇用によりごみの収集が停止しないようにする必要があるが、県はどうのように考えているのか。	市町それぞれで考え方があるが、県としては天然資源の消費抑制やリサイクルの高度化を促進したい。	①市町との行政連絡会議や意見交換を通じて情報提供、情報共有を図る。 ②ご意見を踏まえ、施策3－1で今後しっかりと取り組む。

委員	意見（要旨）	回答（要旨）	対応状況
7 小林委員	食品ロスの削減に向け、卓の根的な運動が重要だと考 えている。年齢に拘らず食べ物を残してはいけない。身 近なことから伝えていきたい。	市町へのアンケート結果からも、食品ロスの取組(は途 上だと考えられる。市町への啓発を一緒にやつしたいだ いたらと思う。	ご意見を参考に、市町と連携し取組を進める。
8 宮倉委員	①食品ロスに関する取組について、国、県、市町の足 並みが前つていない。同じことをばらばらにやっているの で、連携してはどうか。 ②ごみ分別について県が統一的な見解を示し、指導を してはどうか。	①食品ロス対策について、県と市町が一一体的に取り組 むことで効果が高まると考えられる。 ②市町のごみ分別については、県が指導するというより 住民が市町に声をあげることが重要。ただし、県は情報 提供等は行っていく。	①施策 1－1 の主な取組「関係機関との連携による啓 発活動」において、「事業者や団体、国、市町等々な 主体との連携により啓発の効果を高める」旨記載。 ②施策 1－2 において、市町との行政連絡会議や意見 交換を通じて情報提供、情報共有を図る。
9 花嶋委員	①これからは、トータルで温室効果ガスの排出量を削 減していく必要があるため、温室効果ガスの削減を目 標のひとつとしてはどうか。 ②食品リサイクルを事業者と進めるには、焼却の方が 安いそのため、処理料金も気にする必要がある。 ③災害廃棄物について、災害時においても廃棄物を 資源として循環させることを考える必要がある。 ④5年間の計画があるので、高濃度PCB廃棄物の 処理期限を明記してはどうか。 ⑤「不法投棄を許さない」について、その理念には賛同 するが、表現がきづくないか。	①ご意見を踏まえて検討したい。 ②食品リサイクルの促進に向け、事業者と考えていきた い。 ③災害廃棄物の資源循環も重要なと考えている。 ④指摘を踏まえ、検討していただき。 ⑤「不法投棄を許さない」という表現については最終案 までに検討したい。	①本計画の目標は、県の取組の成果を表す指標とし て、施策毎に設定した。 ②施策 4－2 において、事業者や市町等と連携して食 品廃棄物リサイクルループの構築に向けたモデル取組等 を実施する。 ③施策 3－4 の主な取組「災害廃棄物の処理体制の 整備」において、「リサイクルを見据えた仮置場における分 別方法や資源化・処理方法などを検討し、必要な対策 を講じる」旨記載。 ④施策 3－1 の主な取組「PCB廃棄物の適正処理 の推進」において、PCB廃棄物の処理期限を低濃度 PCB廃棄物を含め記載。 ⑤施策 3－2 の主な取組名を「不法投棄等の防止に 向けた取組の推進」に改めた。
10 酒井委員	記載されている取組について、マイルストーンが明確に なつてると、県民にとって、いつ何をするのがわかりやす いと考える。	別添の資料でロードマップを示すことは可能だと考える。	本計画とは別に必要に応じロードマップの作成を検討す る。
11 百瀬委員	目標値は、市町の積み上げか、県が示したうえで市町 に按分するのか。	一般廃棄物の目標値について、コントロールできなかった ため、モニタリング指標として設置できなければ検討してい る。市町に目標を割り当てるのは難しいが、取組の方 向性を共有し、ともに取組を進めていきたい。	1人1日あたりのごみ排出量や資源化率等について (は、県の取組如何)に関わらず変動するものであるため産 業廃棄物の排出量等と併せてモニタリング指標とし、令 和7年度の数値については目安とした。

委員	意見（要旨）	回答（要旨）	対応状況
12 酒井委員	①目標項目のイメージは。 ②目標は次回の部会で議論するのか。	①すべての取組に対して目標項目を設定せず、代表的な指標を数値で示したい。 ②目標は次回、最終案をお示しする際に示すが、できるだけ事前に委員にご意見を伺いきたい。	①施策毎に目標項目を設定した。なお、本計画の目標となる施策（2－1、4－1、4－2）については目標項目を2つ設定した。 ②目標項目の検討に時間を要したため、事前に伺うことはできなかつたが、今回いただいたご意見を踏まえ検討し、書面等で協議させていただきたい。
13 堀川委員	2030年の二酸化炭素排出量30%削減は、この計画に反映するのか。	地球温暖化対策の計画を別で策定しており、そちらで対応する。	「三重県地球温暖化対策総合計画」は令和3年3月の策定に向け別で作業しており、そちらと連携しながら本計画の策定作業を進める。
14 花嶋委員	ごみの分別促進の名の下に、女性だけが頑張ることのないよう、目標5のシェンダーキャップについても検討してもらいたい。		施策5－2の主な取組「ＩＣＴを活用した環境整備」において、「ごみの分別や減量化の取組に子どもから大人、外国人など誰もが参加できるような環境づくりを推進」する旨記載。
15 安川委員	サーマルサイクルはリサイクルとして認めるのか。	サーマルサイクルを否定しない。リサイクルについては、リサイクルをする主体それぞれがより環境負荷が低く、付加価値の高いものをめざすよう取り組みたい。	リサイクルをする主体それぞれがより環境負荷が低く、付加価値の高いものをめざすよう取り組みたい。

三重県環境審議会三重県廃棄物処理計画部会委員

氏名	所属・役職
おがわ かずゆき 小川 和之	株式会社ファミリーマート 中日本エリア本部 西東海リージョン 営業業務グループ
おがわ きみこ 小川 喜美子	一般社団法人三重県産業廃棄物協会 理事 (塩浜運送株式会社 代表取締役)
かたの のりゆき 片野 宣之	一般社団法人三重県清掃事業連合会 会長 (有限会社三功 代表取締役社長)
こばやし さよこ 小林 小代子	三重県食生活改善推進連絡協議会 会長
さかい としのり 酒井 俊典	三重大学大学院生物資源学研究科 教授 (部会長)
しきら ひであき 宍倉 秀明	きれいな伊勢志摩づくり連絡会議 会長
たけだ あきのり 武田 晴典	三重県産業廃棄物対策推進協議会 (旭化成株式会社 製造統括本部鈴鹿製造所 環境安全部 部長)
にしむら とうぶ 西村 統武	マックスバリュ東海株式会社 総務部 部長
はなしまあつこ 花嶋 温子	大阪産業大学デザイン工学部環境理工学科 准教授 (部会長代理)
ほりかわ かつよし 堀川 勉良	井村屋株式会社 取締役 生産技術部長
ももせ のりこ 百瀬 則子	一般社団法人中部SDGs推進センター 副代表理事
よしづみ みちひろ 吉住 充弘	三重県清掃協議会 (津市環境部環境政策課 課長)

(50音順 敬称略)

三重県環境審議会条例（抄）

（設置）

第一条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条第一項の規定に基づく審議会
その他の合議制の機関として、三重県環境審議会(以下「審議会」という。)を置き、
その組織及び運営に関しては、同条第二項の規定に基づき、この条例の定めるところに
よる。

（組織）

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

（委員）

第三条 委員は、環境の保全に関し学識経験のある者、県議会の議員及び関係行政機関の
職員のうちから、知事が任命する。

2 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の
委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第四条 審議会に、会長一人及び副会長二人を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた順序で、
その職務を代理する。

（会議）

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の三分の一以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数が決し、可否同数のときは、議長の決すると
ころによる。

（専門委員）

第六条 審議会に、環境の保全に関する専門の事項を調査させるため、専門委員を置くこ
とができる。

2 専門委員は、専門の学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

（部会）

第七条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に所属する委員がこれを互選する。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に所属する者のうちからあらかじめ部会長が指
名した者が、その職務を代理する。

（幹事）

第八条 審議会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、知事が指定する部内の職及び三重県教育委員会事務局の職にある者をもって充てる。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。
(庶務)

第九条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(雑則)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。